

28文科高第1238号
医政発0331第71号
平成29年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省・厚生労働省令第1号）については、平成29年3月31日付けで公布され、同年4月1日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを御了知いただくとともに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各国公立大学長におかれては、所管又は所轄の学校養成施設及び関係団体への周知と適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成については、はり師、きゅう師の学校養成施設数の大幅な増加や、診療報酬等の不正請求問題の発生等、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を取り巻く環境が変化していることから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校養成施設のカリキュラムを充実させること等を通じ、より質の高いあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成することが求められている。

本省令は、国民の信頼と期待に応える質の高いあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）に定める教育内容、臨床実習施設の要件、専任教員の数等を改正するものである。

第二 改正の概要

(1) カリキュラムについて

① 現行のカリキュラムに以下のカリキュラムを加えること。

- ・ コミュニケーション（基礎分野）
- ・ 運動学（専門基礎分野）
- ・ 社会保障制度及び職業倫理（専門基礎分野）
- ・ 東洋医学概論（専門分野）
- ・ 経絡経穴（専門分野）
- ・ あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの適応の判断（専門分野）
- ・ 病態生理学（専門分野）
- ・ 生体観察（専門分野）
- ・ 施術所における臨床実習前施術実技試験（専門分野）
- ・ あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史（専門分野）
- ・ 臨床実習（専門分野）（現行では実習の中で実施）

② 総単位数を以下のとおり引き上げること。

	(現行)	(改正後)
・ あん摩マッサージ指圧師	77 単位以上	→ 85 単位以上
・ はり師	79 単位以上	→ 88 単位以上
・ きゅう師	77 単位以上	→ 86 単位以上
・ あん摩マッサージ指圧師、はり師	86 単位以上	→ 94 単位以上
・ あん摩マッサージ指圧師、きゅう師	84 単位以上	→ 92 単位以上

- ・ はり師、きゅう師 86 単位以上→ 94 単位以上
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 93 単位以上→ 100 単位以上

(2) 教員について

- ① 専任教員の必要数を、現行の 5 人以上から 6 人以上とし、学校養成施設が設置された年度にあつては、現行の 3 人以上から 4 人以上とすること。
- ② 教員となることができる者として、現行では、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を取得してから 3 年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者が規定されているが、これを削除すること。

(3) 実習室について

学校養成施設において備えるべきものから基礎医学実習室を削除するとともに、実技実習室の面積については、現行の 1 ベッドにつき 6.3 m²以上から生徒 1 人につき 2.1 m²以上に変更し、実技実習室の名称を実習室に変更すること。ただし、視覚障害者に対する教育を行う学校養成施設における実習室の面積は生徒 1 人につき 2.1 m²以上であり、かつ、視覚障害者が実習を行うのに適当なものであることとすること。

(4) 臨床実習施設について

- ① 認定基準に、臨床実習を行うのに適当な施術所等を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われることを新たに加えること。また、実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであることとすること。
- ② 認定の申請書に添える書類の記載事項に、実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要を加えるとともに、実習施設における最近 1 年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術を受けた者の延べ数を新たに加えること。

(5) 視覚障害の程度について

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度を、両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものに改めること。

(6) 上記改正に伴う所要の改正を行うこと。

第三 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

なお、新しいカリキュラムについては、この省令の施行の際現に認定を受けている学校養成施設に限り、平成 30 年度の入学生から適用される。

第四 経過措置

(1) カリキュラムについて

この省令の施行の際現に認定を受けている学校養成施設においてあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができること。

(2) 教員について

- ① この省令の施行の際現に認定を受けている学校養成施設における専任教員の数については、新規則の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができること。
- ② この省令の施行日前に教員として勤務した経験を有する者については、新規則の規定にかかわらず、当分の間、専任教員となることができること。

第五 留意事項

各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各国公私立大学長におかれては、今回の改正に伴い必要となるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設の学則の変更等の手続については、遺漏のないよう当該学校又は養成所に対して指導されたいこと。

○ 文部科学省
厚生労働省 令 第一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項及び第二項並びに第十八条の二第一項並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）第一条第一項、第三条第二項及び第三項（これらの規定を同令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第九条の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年
文部省
厚生省 令 第二

号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「五人」を「六人」に改め、「若しくは同表専門分野の項第四号」を削り、「三人」を「

四人」に、「四人」を「五人」に改め、同条第八号中「視覚障害者」の下に「（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）」を加え、同条第十号中「基礎医学実習室及び実技実習室」を「実習室」に改め、同条第十一号中「基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メートル」を「実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。

第二条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

第四条中「万国式試視力表によつて測つた両眼の視力（屈折異常がある者については、両眼の矯正視力と

する。)が○・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度」を「両眼の視力がおおむね○・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度」に改める。

第五条中「令第一条」を「令第一条第一項」に、「第十六号」を「第十八号」に改める。

第七条第一項中「第九号」を「第十一号」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要

十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの施術を受けた者の延べ数

第七条に次の一項を加える。

3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

第八条第二項中「又は同項第五号」を「、同項第五号」に改め、「同じ。」の下に「又は前条第一項第

十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）を加え、同条第三項中「又は同項第五号」を「、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

第八条の二第二号中「事項」の下に「（第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。）」を加える。

別表第一（備考を除く。）を次のように改める。

別表第一（第二条及び第五条関係）

あん摩	はり師	きゆう	あん摩	あん摩	はり師	あん摩
マツサ		師	マツサ	マツサ	きゆう	マツサ

専門基礎分野		基礎分野	教育内容	
回復の促進	機能	科学的思考の 基盤 人間と生活	単位数	圧師 ージ指
ち、予防及び	疾病の成り立	人体の構造と	単位数	
			単位数	
			単位数	
			単位数	り師 圧師は ージ指
			単位数	ゆう師 圧師き ージ指
			単位数	師
			単位数	ゆう師 り師き 圧師は ージ指
	運動学を含む。	コミュニケーションを含む。		備考

臨床実習	実習	社会きゆう学 社会はり学 学 ツサージ指圧 社会あん摩マ	臨床はり学 臨床きゆう学
四	十		二
四	十二		二
四	十		二
四	十五		二
四	十三		二
四	十五		二
四	十九		二
校若しくは養成施 三単位以上は、学	施設所における臨 床実習前施術実技 試験等を含む。		、病態生理学並び に生体観察を含む 。

別表第一の備考第三号を次のように改める。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツサー

合 計		
	総合領域	
八十五	十	
八十八	十	
八十六	十	
九十四	十	
九十二	十	
九十四	十	
百	十	
	。 指圧、はり及びきゆうの歴史を含む	設附属の実習施設 又はあん摩マツサー ージ指圧、はり及 びきゆうを行う施 術所において行う こと。

ジ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四十七単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第一の備考第四号中「二十六単位」を「四十単位」に、「十六単位」を「三十単位」に、「三十二単位」を「五十五単位」に、「二十二単位」を「四十五単位」に改める。

別表第二専門分野の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の認定を受けている学校又は養成施設（次条において「改正前認定学

校養成施設」という。)においてあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 改正前認定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)前にこの省令による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(次条において「旧規則」という。)別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者については、新規則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授することができる。

第五条 施行日前に旧規則別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者が前条の規定により施行日以後教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する場合に

おける新規則第二条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の施行の日以後教員として別表第二の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する者」とする。

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（認定基準） 第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一〜六（略） 七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とする。八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。 九（略）</p>	<p>（認定基準） 第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一〜六（略） 七 教員のうち五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とする。八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。 九（略）</p>

十 実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。

十二～十四 (略)

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七・十八 (略)

(視覚障害の程度)

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号までを準用するほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メートル以上であること。

十二～十四 (略)

(新設)

(新設)

十五・十六 (略)

(視覚障害の程度)

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、万国式視力表によつて測つた両眼の視力(屈折異常がある者については、両眼の矯正視力とする。)が〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものとする。

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十六号までを準用するほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

(認定の申請書に添付する書類の記載事項)

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。
ただし、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第十一号までに掲げる事項とし、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。)の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第十一号までに掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに概要

十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの施術を受けた者の延べ数

十二 (略)

2 (略)

3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認又は届出を要する事項)

第八条 (略)

2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。)又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項(

(認定の申請書に添付する書類の記載事項)

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。
ただし、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第九号までに掲げる事項とし、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。)の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第九号までに掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(新設)

(新設)

十 (略)

2 (略)

(新設)

(変更の承認又は届出を要する事項)

第八条 (略)

2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。)とする。

同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。」とする。

3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号に掲げる事項とする。

4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二 令第三条第三項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 （略）

二 変更の届出又は通知に係る事項（第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。） 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

別表第一（第二条及び第五条関係）

あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	備考
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

（新設）

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二 令第三条第三項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 （略）

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

別表第一（第二条及び第五条関係）

あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ	あん	はり	きゆ	う師	あん	摩マ	ツサ	一ジ
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

専門基礎分野										基礎分野			教育内容																
保健	進	の	回	及	予	ち	り	の	疾	機	造	の	人	活	と	人	基	考	的	科	数	単	位	師	指	圧			
健	の	回	及	予	ち	り	の	疾	機	造	の	人	と	人	基	考	的	科	学										
三									十二				十二								十四								
三									十二				十二								十四								
三									十二				十二								十四								
三									十二				十二								十四					り	師	指	
三									十二				十二								十四				師	ゆ	師	指	
三									十二				十二								十四								
三									十二				十二								十四				う	き	り	師	指
社会	保												運動学を含む								を	シ	ニ	コ					
																					を	シ	ニ	コ					

専門基礎分野										基礎分野			教育内容																
保健	医	療	福	祉						機	造	の	人							科	数	単	位	師	指	圧			
健	療	福	祉							能	造	の	体							学							的	考	の
二													十三								十四								
二													十三								十四								
二													十三								十四								
二													十三								十四					り	師	指	
二													十三								十四				師	ゆ	師	指	
二													十三								十四								
二													十三								十四				う	き	り	師	指
二													十三								十四				師	ゆ	師	指	

実習	うきゆ社会学	はり社会学	指圧学	ーじ	ツサ	摩マ	あん	社会	うきゆ臨床学	はり臨床学	指圧学	ーじ	ツサ	摩マ						
十								二												
十二								二												
十								二												
十五								二												
十三								二												
十五								二												
十九								二												
に お け	施 術 所								む。	察 を 含	生 体 観	並 び に	生 理 学	、 病 態	の 判 断	の 適 応	き ゆ う	り 及 び	圧 、 は	ー じ 指

実習 (臨床実 習を含む。)	社会あん摩マ ッサージ指圧 学	社会はり学 社会きゆう学	臨床はり学 臨床きゆう学
十	二		
十二	二		
十	二		
十六	二		
十四	二		
十六	二		
二十	二		

領域	総合	実習	臨床
	+		四
	+		四
	+		四
	+		四
	+		四
	+		四
	+		四
	+		四
マツサ	あん摩 と。行 うこ おいて 術所に 行う施 ゆうを 及びき 、はり 、ジ指 圧ツサ ーん摩 マ又 はあ 習施 設属 の実 施設 附は 養成 若しく 、学校 、以上 は三 単位 む。 等を含 技試験 施術実 実習前 る臨床		

総合領域	(新設)
+	
+	
+	
+	
+	
+	
+	
+	

教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野四十五単位以上」とする。

別表第二（第二条及び第五条関係）

(略)	(略)
専門基礎分野	(略)
専門分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に關し相当の知識及び経験を有するもの又はこれ

二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上）、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては実習二十単位以上及び実習以外の教育内容七十三単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野三十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野二十六単位以上」とあるのは「専門分野十六単位以上」と、「専門分野三十二単位以上」とあるのは「専門分野二十二単位以上」とする。

別表第二（第二条及び第五条関係）

(略)	(略)
専門基礎分野	(略)
専門分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に關し相当の知識及び経験を有するもの又はこれ

	<p>と同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四 (略)</p>
	<p>と同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>五 (略)</p>